

## 新しい生活様式推進機器購入等支援事業 主な対象備品及び消耗品

※工事を伴わないものが対象です。空調工事や配管工事が必要になるなど建築物、工作物等の新築、増築、改築など工作物そのものの位置・形状を変更するものは本事業ではなく、設備改修補助金を活用してください。単純な設置費用は対象ですが、迷う場合はご相談ください。

## 【備品】

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末(ソフトウェア含む)、決済端末と接続して利用する汎用端末(PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等)、据付・配線等
発熱確認	熱感知カメラ(サーモグラフィ)、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、トング等自動消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品
手洗い	除菌電解水給水器、ペーパータオルホルダー
換気	空気清浄機、空気循環サーキュレーター(扇風機)、網戸
接触防止	料理運搬用ワゴン、配達用自転車、順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、テレワーク導入システム、呼び出しベル(飲食店待ち客用)、非接触注文アプリ、アクリルパーティション・アクリル板(※アクリル製でなくても飛沫を防止できるものであれば対象)、人感センサー付き照明器具、蓋付き便器、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート(送迎車などの仕切り)、透明ビニールカーテン(受付などへ設置)、デリバリー配達バッグ、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、マイクロフォン・拡声器、一人鍋・一人皿、消毒液設置台

※その他、新しい生活様式の推進に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください)

## 【消耗品】

用途	品名
滅菌	手指消毒液・消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水
手洗い	ペーパータオル
接触防止	フェイスシールド、使い捨てコップ、使い捨てスリッパ、使い捨てブラシ、マスク、使い捨て手袋、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール

※その他、新しい生活様式の推進に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください)

(以下は対象になりません)

便器自動洗浄システム	新型コロナウイルス拡散防止のためにはトイレの蓋を閉めてから洗浄することが望ましいとされているため。ただし、感染防止のため、蓋付きを導入した場合は対象です(工事を伴うものは対象外)。
次亜塩素酸水噴霧器	次亜塩素酸水の噴霧は人体に害を及ぼすことが指摘されているため(備品等を消毒するための生成器は対象です)
ハンドドライヤー	水滴によるウイルス拡散が指摘されているため
エアコン	エアコンは室内の空気を循環させ「冷房」「暖房」を目的として使用するものであり、一般的なエアコンは対象外とします。ただし、換気機能付き、空気清浄機能付きなど、感染症予防の効果があると考えられるものは対象(単純な設置のみは対象ですが、工事を伴うものは対象外)。
温水洗浄便座	温水洗浄便座のみでは新しい生活様式とは言えないため。ただし、感染防止のため、蓋付きを導入した場合は対象です(工事を伴うものは対象外)。
新しい生活様式の推進が主たる目的でないもの	通常業務に利用するパソコン、スマートフォン、タブレット端末、自動車、掃除機、布団乾燥機、加湿器など汎用性があるものは原則として対象外です。感染予防など新しい生活様式のために特別な理由がある場合は、申請書にその旨をご記載ください。
消費者庁から注意喚起されているものは、感染予防の効果について、現段階においては客観性及び合理性を欠くものがあるので、対象にならない場合があります。	

※消耗品のみ購入及び役務の提供、リース、保守費用等は支援対象となりません。